

一般社団法人日本循環器看護学会 平成27年度第3回理事会議事録

日 時：平成28年6月25日(土) 13:00～16:00

場 所：旧榊原記念病院会議室（渋谷区代々木2-5-4）

出席者：池亀俊美、伊藤文代、岡田彩子、齊藤奈緒、田村綾子、長家智子、西田和美、前田靖子、眞茅みゆき、
三浦稚郁子、宮脇郁子(議長)、森本朱実、深谷智恵子、山内英樹、山田佐登美

欠席者：宇都宮明美、遠藤美代子、眞嶋朋子、

その他：村上聡（学会支援機構）、林まり（事務局）

(配付資料) 資料1 平成27年度第2回理事会議事録(案) (平成28年1月19日開催)
平成27年度臨時書面理事会議事録(案)
(平成27年12月7日、平成28年2月16日、平成28年2月26日、平成28年3月10日、
平成28年4月6日、平成28年4月27日、平成28年5月23日)

資料2 -① 会員会費状況

資料3 -① 理事・監事の任期について

資料3 -② 一般社団法人日本循環器看護学会定款

資料3- ③ 理事監事選挙投票用紙・通知文

資料4 -① 一般社団法人学会支援機構 契約書(案)

資料4 -② 一般社団法人学会支援機構 見積書(平成28年6月23日付)

資料5 平成28年度事業計画

資料6 平成28年度予算案

資料7 一般社団法人日本循環器看護学会個人情報に関する指針(修正案)

資料8 (看保連) 平成30年度診療報酬改定意向調査

追加資料 教育セミナー参加申し込みの業務委託について

追加資料 第28回教育セミナー(案)

資料9 学会誌編集委員会議事報告

資料10 (看保連) 第5回情報交換会のご案内

資料11 ニュースレター(案)

資料12 第13回学術集会準備状況報告

資料13 一般社団法人 学会支援機構(概要)

資料14 平成27年度報告資料の提出について

(回覧資料) 資料2 -② 入会・退会者一覧、入会申込書

(その他) 理事・監事名簿

日本看護系学会協議会ニュースレター第23号

開 会

理事会の成立確認

宮脇理事長より、定款第28条に基づき、13時現在、理事12名・監事2名の出席にて本理事会の成立することが報告された。今回は、新年度8月より事務局を委託予定の学会支援機構 代表理事 村上氏にご同席いただくことの説明があった。

1 審議事項

(1) 第2回理事会・臨時書面理事会議事録(案)について(宮脇理事長) 資料1

宮脇理事長より説明。法人化以降、特に今年度については、審議事項が増え、臨時書面理事会を頻繁に開催することとなったが、今後は理事会で審議する内容について、一定の整理をしていく必要があることも説明された。

質疑等なく承認された。

(2) 新規入会・退会者の承認

(総務 眞茅委員長)

資料2-① ②

眞茅委員長より資料に基づき報告された。6月13日現在 個人会員計1,620名(名誉会員3名、正会員1,548名、仮入会69名)、賛助会員1件である。仮入会の69名については会費納入がまだであり、会費納入が確認されてから理事会で承認されることを事務局へ確認された。

その他、質疑なく承認された。

(3) 理事・監事の任期について

(宮脇理事長)

資料3-① ② ③

宮脇理事長より資料に基づきの理事・監事任期について説明された。任意団体からの連続した任期として数えるため、任意団体時に理事・監事を2期連続した者は、今回の選挙において、理事・監事の候補者にはならないこと、ただし、監事が理事候補へ、理事が監事候補と役職を変えて就くことが現在の定款上可能となっており、これらは石川司法書士にも確認済みである。今後、いずれかの役員を2期連続した者は、続けて役員に就けないと規定する場合は、定款の変更が必要となるため、今回の選挙までに検討することとなった。今回の選挙に際しては、定款の変更が間に合わないため、定款に沿った形での選挙の実施となり、資料3-③の理事監事選挙の投票用紙の書式を変更する必要があることが確認された。選挙管理委員会伊藤委員長、長家副委員長からは、投票用紙の役員候補者名の横に理事・監事それぞれの投票記入欄(列)を設け、候補対象とならない場合は斜線をひくなどして工夫することが説明され、理事長確認の上、使用することとなった。

上記について承認された。

(4) 事務局移転に伴う契約の締結について (宮脇理事長)

資料4-① ②

一般社団法人学会支援機構 代表理事 村上聡氏より、見積書並びに契約書(案)について説明。見積書については本学会の現在の業務内容にあわせて作成している。いわゆる事務局業務と判断できるような作業に関しては、見積書の費用に含まれるが、手間、時間を要するような作業に関しては、別途、コストが発生するため、その都度、見積書を作成しご提案することとしている。

庶務業務については、実際にやってみて人的コストがどれくらいかかるかわからない部分がある。今回は初年度なので、ミニマム部分をベースにして作成しているため、1年経過後に、コストがかかるようなら、再度ご相談させていただく。業務がシステマ的に汎用化されている部分も多く、摺合せをしながら、ご要望に沿うかたちで進めていきたいと考えている。

質疑の内容は以下の通り。

(伊藤理事) 選挙に際しての会員名簿が必要になった場合はどうなるか。

(村上氏) 常時、会員データを管理しているので、生データをお渡しすることは可能であり、費用は発生しないが、データの抽出、整理などの一定の作業が必要な場合は数千円のコストがかかる。

(池亀理事) ホームページの更新の頻度が多い場合は、別途見積もりをとってということになるのか。

(村上氏) 月平均5回ぐらいで設定しているが、これが多くなっても構わない。極端に更新回数が増えた場合は改めてご相談させていただく。

(池亀理事) 会費のクレジット決済(自動引き落とし)をおこなう場合は、手数料はどうなるのか。

(村上氏) 収納代行会社が入るので、そこが3~4%の手数料をとり、学会支援機構も手数料をいただくので、合わせて6~7%ぐらいのコストがかかり、それは学会負担となる。クレジット決済の導入については任意である。

会費のクレジット決済を導入している学会は比較的少なく、クレジット決済で納入率が上がったという実績は見られていない。むしろ、コンビニ決済等のほうが良いだろう。個人的にお勧めする方法として、2年滞納者への最後の督促の際にクレジット決済を案内するという使い方もある。

(池亀理事) 別途、学会の封筒を作った時の費用は?

(村上氏) 学会支援機構の茶色の封筒なら費用は含まれている。別途、印刷業者に依頼して専用封筒を作る場合は印刷代を業者に払わなければならないが、学会支援機構の手数料はかからない。

(池亀理事) 公印と銀行印、通帳の管理はどうなるのか。

(村上氏) 業務上必要なのは、銀行の運用口座に関しては会計部の者が週1回銀行に行ってキャッシュの引き出し等の手続きがあるので、銀行印と通帳はお預かりする。2つの金庫があるので、別々に保管する。受領書が必要であ

れば発行する。全ての出納はご提示して、チェックをしていただく。

セキュリティ的には実務担当者は直接口座の銀行印や通帳には触れないようにしており、会計のセクションに複数の者が業務分担し、実務担当者が勝手にお金を引き出すことは物理的にはできないようにしている。実際の業務はネットバンキングを利用しての振込が圧倒的に多く、財務担当理事の先生の指示を受けた上で、指示書とセットで振込伝票をきって、会計担当者が決済するという仕組みになっている。全て記録が残るので、年に何回か学会側に必ず提示することになっている。万が一、学会支援機構の過失で金額的な損害があった場合には、我々の責任で補填させていただく。

学会印については委嘱状、派遣依頼状の作成等で日常的に必要なため、実務担当者が持つことになる。実印は法務局への登記変更の際に必要なので、役員交代時などにお預かりできたら差し支えない。

(岡田理事) 教育セミナーの申込受付、参加者のリスト作成を依頼する際はどうなるのか。

(村上氏) 一連の作業をお引き受けする場合、別途コストが発生することになる。

(池亀理事、岡田理事、西田理事、前田理事) 委員会活動の中で発生する会計処理についてはどうなるのか。

(村上氏) 請求書を事務局に送って頂ければ、指定の口座に銀行振込にて支払う。手元に現金があったほうが良い場合は、「小口現金」という形で委員会に現金書留で10万円程度を送るので、簡単な出納帳をつけていただき、そこから支払っていただいてもよい。立替の場合は、領収書を事務局に送っていただければ銀行振込にて支払う。

教育セミナーの講師謝金の場合は源泉徴収税の徴収が必要となるので、講師の住所、氏名、銀行振込の場合は銀行の口座番号の情報が必要。セミナー運営補助者への少額の支払いでは源泉徴収は発生しないので、現金で支払ったほうがよいだろう。

(三浦副理事長) 教育セミナーで、当日の集めた参加費から諸費用を支払ってもよいか。

(村上氏) 辻褄が合っていればよい。

(田村理事) 学術集会の会計処理はどうなるのか。

(理事長) 学術集会の会計処理については、これまで通り学術集会事務局でおこなう。学術集会長の名義で通帳を作成いただき、事前に200万円が準備金として事務局より振込まれる。連結決算のため、終了後、準備金と残金は学会口座に振込んでいただく。

(村上氏) コンベンションが収支計算書を作成されることが多いので、帳票類とともに事務局に提出いただくことになる。

(池亀理事) 契約書の覚書では理事会は年3回と書かれているが、見積書には2回と書かれているが？

(村上氏) 理事会と書いている下の部分に追加分として記載している。

(池亀理事) 学術集会期間中の受付業務に従事していただく場合の休日の場合の費用は？

(村上氏) 休日の場合は、差額が生じてても5,000円程度である。

(長家理事) 上記の場合の出張費は？ あまりに費用がかかるようであれば受付業務について検討が必要かもしれない。

(村上氏) 交通費、宿泊費は実費請求となる。

(池亀理事、三浦副理事長) 学術集会期間中に理事会、社員総会、会員総会もあるので、事務局の出張は必要である。

学術集会側も学会への問合せには対応できないので、事務局の受付業務は必要だろう。

(山内理事) 委員会への出席依頼などで委員の所属長に派遣依頼状を送付する必要がある場合はどうなるのか。

(村上氏) 事務局業務となるので、連絡いただければ対応する。別途、コストがかかることない。

(山内理事) 委員会の予算管理をする上で、残高を把握するにはどうすればよいか。

(村上氏) 事務局に問い合わせいただければ、随時回答する。

(池亀理事) 事務局の営業時間は？

(村上氏) 定時は9:30~17:30であるが、それ以降でも担当がいれば対応している。金曜18時から、電話はメッセージが流れる。

(伊藤理事) 学会支援機構の規模、扱っている学会数は？

(村上氏) 職員 24 名、扱っている学会は 50 数団体である。看護系も数団体ある。

(前田理事) 例えば個人情報の漏洩等のような事象が起こった場合、どのように責任をとるのかというような内容は契約書には記載されないのか。

(村上氏) 基本的には不正が起きる前提での契約書ではないをご理解いただきたい。紛争が起こったときは、協議して定めるものとしている。

(伊藤理事) 学会側が学会支援機構へ損害賠償する場合（例えば、会員が迷惑をかけた場合等）などはあるのか。

(村上氏) 実際にはないのではないかと。

(深谷監事) 最近、個人情報の流出が話題になっているが、会員情報の管理はどのようにしているのか？

(村上氏) データベースの取り扱いについて、詳細なガイドラインを作って対応している。権限も分けており、例えば、実務担当者はデータの閲覧しかできない、アルバイト職員は全てのデータを閲覧することはできない等、パソコンのハードディスク上にデータを保管できないといった仕組みを作っている。個人情報のメールでのやりとりでは暗号化を用いている。また、データベースは自社サーバでなく、NTT コミュニケーションズ（大手インフラ）で管理し、物理的にピックアップされることはないと考えている。

世間で騒がれているような流出事件では、個人情報の入った DVD を電車の網棚に置き忘れるようなケース、悪意を持ってデータを抜き出して流出させるようなケース（その場合は犯罪）があるが、物理的に最善の措置を講じていけば防げるものと考えている。万が一、不正があった場合は、その個人に対して学会支援機構は損害賠償責任を要求することになり、また学会支援機構は学会からの損害賠償請求を受けることになる。

(伊藤理事) 契約書の中に、今、言われたような個人情報が流出した場合の責任の所在について、記載があったほうがよいのではないかと。不可抗力でセキュリティを超えるような被害に遭った場合、社会的なパッシングを受けるのは学会であり、会員からも損害賠償を求められることになる。

(村上氏) 責任の所在について考えると、個人情報が流出した場合、それはまず、学会執行部の責任となり、学会執行部は契約書により学会支援機構に業務を委託しているので、学会支援機構に損害賠償請求をすることになる。それを契約書に具体的に書けるかと言うと疑問である。

損害の種類は規定しにくく、会計業務については、財産管理に関する業務として覚書 2. 4) の「乙は甲の債権の徴取については最前の措置を講じ、甲の財産の管理については、善良なる管理者の義務を負うものとする。」としており、これに違反するようなことは、犯罪になるのであえて記載する必要はないと考えている。何かご提案があればお願いしたい。

(山田監事) 会員と学会が契約し、学会が支援機構と契約するのであるから、この契約書に書くというのは違うような気がする。機構には契約書に基づいて仕事をしていただくし、契約書に違反があった場合、その時はどうするかというような、ざっくりした話でないと、細かいことを書き出した場合、書いていないことが起きた場合に、そのことについては（対応は）ないよということにもなりかねない。逆に不利な場合もあるので、契約書に違約があった場合には協議をするという内容でよいのではないかと。個人情報については、契約書の 4. に書かれている。

(長家理事) 他の団体との契約書も交わされていて、それらの契約書には個人情報のことは入っていないのか。

(村上氏) ネガティブ面の具体的な規定は大変しづらい。契約書の 5. の「～定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。」としており、会員管理では、覚書の 1) の (1) 「～厳重に管理し、～」としている。もちろんベストをつくすが、これを越えた事態がおこらないとは言えないが、その場合の想定を具体的に規定するのは大変難しい。

(田村理事) 現在、日本脳神経看護研究学会では、学会支援機構に事務局を委託している。当初、都内の業者数社にそれぞれ見積書をとってヒアリングをおこなったが、学会支援機構が良心的な対応、料金設定であったため、契約したという経緯がある。その後も問題なく経過していることを報告する。

審議の結果、個人情報について契約書に一文を入れた方がよいのではないかと提案に対し、他学会の例を参考に、学会支援機構の村上氏より再度、契約書のご提示をいただくこととなり、本件については継続審議となった。

(5) 平成28年度事業計画(案) (各委員会) 資料5

各委員長より、次年度の事業計画について説明があった。

眞茅理事からは、政策・診療報酬委員会の事業計画に関連して、「循環器病克服5か年計画」の最終版がまもなく発表される予定であり、その中ではチーム医療を支える人材育成が挙げられており、今後、本学会も政策・診療報酬委員会が中心となり、積極的にコミットしていく必要性について説明された。

また、宮脇理事長からは「脳卒中・循環器病対策基本法」の議員立法成立に向けて、5月には議員会館での聴取会に出席したことの報告があった。結果的には、一党の反対があり成立には至っていないが今後も継続して活動していくこととなっている。

上記について承認された。

(6) 平成28年度予算(案) (総務 眞茅委員長) 資料6

眞茅委員長より、平成28年度収支予算書(案)について説明があり、続いて各委員長より委員会の科目別予算案について説明があった。総務の予算については、学会支援機構への事務局移転にともなう支出増の見込み額について、事務局より資料に基づいて説明があった。

上記について承認された。

(7) 個人情報の取り扱いについて (総務 眞茅委員長) 資料7

眞茅委員長より説明された。2015年に個人情報保護法が改正され、第三者が個人情報を公表するときの規定が厳しくなっている。これまで学会では個人情報の収集や利用等に関して、本人に同意をとる手続きを一切してこなかったという経緯もあり、個人情報保護に関する指針(プライバシーポリシー)を修正する必要があるが出てきた。今回の修正案について、概ねこのような内容でよいかを審議いただきたい。

上記について承認された

(8) (看保連) 平成30年度診療報酬改定意向調査について (政策・診療報酬 山内委員長) 資料8

山内委員長より資料に基づき説明された。平成30年度は診療報酬、介護報酬同時改定となり、かなり大きな改訂となる。今回の意向調査についても、診療報酬全体として緩和ケア診療加算の算定要件の拡大について、継続して要望していく予定である。看護系の学会だけでは難しいので、内保連とも連携して戦略的に取り組んでいきたい。

また、看保連の説明では、厚労省は、必要であれば既に活動していて当然だろうという考えがあって、今後、委員会としては、何よりも活動の実態をエビデンスとして出していく必要があると考えている。また、委員会メンバーだけでは限界があるため、次期体制からはワーキンググループを立ち上げることも検討していきたいとの説明があった。

上記について承認された

意見として

(山田監事) 厚労省の「がん等における緩和ケアの更なる推進に関する検討会」の委員になったが、そこで非がん患者の筆頭に上がっているのが、慢性心不全と慢性呼吸不全患者のようなニュアンスを厚労省が説明していたので、今後、チャンスはあるのではないかと。緩和ケアそのもののあり方ががんと異なる特徴がある。

診療報酬を獲得するための方策として、

① 積極的に活動している医療機関の成功例をモデルに、エビデンスとして出していくこと。

(例) 広島大学病院の心不全センター等

② 慢性心不全ケアチームに認定看護師のようなスペシャリティの高い人が構成員として入るような条件を出していくこと。ただし、全ての慢性心不全患者に必要というわけではなく、病態像に合わせた、活用とその効果をエビデンスとして明らかにしていくこと。

(9) 教育セミナー参加申し込みの業務委託について (追加資料)

岡田委員長より、これまで委員が参加申し込みの受付、参加者リストの作成をおこなってきたが、業者委託をしていく方向で、次年度より必要な費用についても予算化していくことが説明された。

質疑等なく承認された。

(10) 第28回教育セミナー(案)について (学術 岡田委員長) (追加資料)

岡田委員長より資料に基づき説明された。

山内理事より、前述の審議事項（8）に関連し、活動の実態として教育セミナーや学術集会において心不全患者の緩和ケアに関するテーマを検討いただきたいとの意見があった。これに対し、前田理事からは、教育セミナーでは、循環器以外のナースにも受講していただきやすい内容として、テーマ設定をしてきた経緯があるが、これまでの検討の中で、すでに緩和ケアについての内容も出てきていることが報告された。

三浦副理事長より、来年度の事業計画の中で、2～3月に東京でのセミナー開催（定員200名）を予定しているが、旧体制の委員での準備（企画、会場の確保等）をおこなっておいたほうがよいかの確認があった。新体制が始まってからの準備期間が非常に短いため、旧体制でたたき案の段階まで準備しておくこととなった。

上記について承認された。

2 報告事項

(1) 学会誌編集委員会議事報告（学会誌編集 眞嶋委員長） 資料9

眞嶋委員長欠席の為、宮脇理事長より説明。すでに、編集事務局は学会支援センターが株式会社メディカルドゥに委託しており、今回の事務局移転の際には、引き続き、メディカルドゥに委託していくことが説明された。

(2) (看保連) 第5回情報交換会について（政策・診療報酬 山内委員長） 資料10

山内委員長より、情報交換会について説明された。（事前申し込みは不要）

(3) ニュースレター(案)について（広報 池亀委員長） 資料11

池亀委員長より、今回のニュースレターからホームページに掲載となることが報告された。また、学術集会の優秀演題賞もホームページに掲載する予定であり、これまでの歴代の学術集会長に確認させていただくことについて依頼があった。

(4) 第13回学術集会準備状況報告（宮脇理事長） 資料12

宮脇理事長より説明。査読の依頼も始まっており、学術集会長よりご協力いただけるよう依頼があった。

事務局より、学術集会前日の10月21日（金）に監査、旧理事会、旧社員総会を予定していること（注：監査、旧理事会については別日での開催の可能性があります。）ホテルメトロポリタン仙台の宿泊予約について、事務局からメールにて連絡することが説明された。

今回、法人後はじめての役員交代となるため、旧理事会、新理事会、旧社員総会の開催について、あらためて確認することとなった。

(5) 第14回学術集会準備状況報告（第14回学術集会 田村大会長）

田村理事より報告された。開催日は平成29年9月9日（土）、10日（日）、会場は徳島駅前7分のあわぎんホール。他学会と重ならない日程で設定しており、次回10月の理事会で予算案等を提出予定であることが説明された。

3 その他

(1) 新事務局のご紹介（平成28年8月～） 資料13

一般社団法人学会支援機構代表理事 村上聡氏（前述の審議事項（4）参照）

(2) 平成27年度委員会活動報告、会計報告について（事務局） 資料14

事務局より説明。平成28年7月末で平成27年度が終了となるため、委員会においては委員会活動報告、会計報告の準備をしていただき、会計については7月30～31日が土、日曜となるため、銀行での出入金の処理は7月29日（金）までに済ませていただくようご注意いただきたい。

(3) 厚労省「がん等における緩和ケアの更なる推進に関する検討会」について（山田監事）

山田監事より、本検討会の委員として参加された第1回検討会（平成28年5月30日）について報告があった。

（参考：<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000128262.html>）

宮脇理事長より、厚労省「脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る診療提供体制の在り方に関する検討会」について三浦副理事長、田村理事に出席いただくことの説明があった。

（参考：<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-kenkou.html?tid=364143>）

(4) 兵庫県看護協会 慢性心不全看護認定看護師教育課程について (宮脇理事長)

兵庫県看護協会の慢性心不全看護認定看護師教育課程が2017年度より休校となることについて、専任教員である前田理事より経緯について説明があった。

宮脇理事長より、西日本エリアでの開設の可能性のある施設について、今後、積極的にアプローチしていくため、候補となる施設があれば、学会として理事長より正式に依頼をしていくので、まずは理事長へ連絡をいただきたい旨の依頼があった。

以上